

利用者目線の行政サービス実現に向けた トータルデザインとマイナンバー法の検討 について

2022年5月13日

デジタル庁

1. トータルデザインの検討方針

2. 公共サービスメッシュにかかる今後の検討

①自治体が保有する情報の活用

②本人を介した官民の情報の活用

③行政機関間の情報連携

3. 今後のスケジュール

トータルデザインの検討方針

『デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月閣議決定）』抜粋

(1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、「**スマートフォンで60秒で手続きが完結**」「**7日間で行政サービスを立ち上げられる**」「**民間並みのコスト**」とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靱性を確保することも含め、国・地方公共団体・民間を通じたアーキテクチャの将来像を整理し、令和7年（2025年）を当面の実装ターゲットとして検討する。

行政サービスの将来像の検討に当たっては、**利用者目線を徹底する**必要がある。（略）

② 実現に向けた技術及び制度の検討

アーキテクチャを根本から見直すに当たり、アプリケーションとインフラを分けて、地方公共団体基幹業務等システムの統一・標準化の推進や、ガバメントクラウドなど行政システムが必要とする**共通機能のコンポーネント化（部品化）**を進め、**システムの疎結合化**を実現する。これにより、**機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現**し、民間並みのコスト実現を目指す。

（参考）第3回WGにおけるご議論

- **データを活用し、住民本人の利便性を高める**という公共サービスメッシュの将来像は評価する。
- 特定のベンダーに依存しないアーキテクチャとするため、**疎結合かつモジュール化**が重要。
- **国民が実際に便利さを実感できると、実装も進む**のではないか。

公共サービスメッシュにかかると今後の検討

- 「スマホ60秒で手続き完結」に向け、以下の観点から検討を進める。
 - ① **自治体が保有する情報**を、フロントサービスで活用する仕組みを実装する観点
 - ② **本人を介した官民の情報活用**にかかると、基本的考え方を定める観点
 - ③ **行政機関間のバックオフィスでの情報連携**にかかると、現行インフラ更改等の方針を定める観点

公共サービスメッシュにかかると今後の検討

1. 自治体内で保有する情報の活用

- (例) ・ 個人の基礎情報 (生年月日、住所、性別等)
- ・ 住基世帯の基礎情報 (世帯構成員等)
 - ・ 個人の資格情報 (児童手当、国保等)

※いずれも、当該自治体に住民登録している市民にかかるもの

①自治体が保有する情報活用にかかると仕組みの検討・実装

2. 他の機関 (他自治体、国、準公共等) が保有する情報の連携・活用

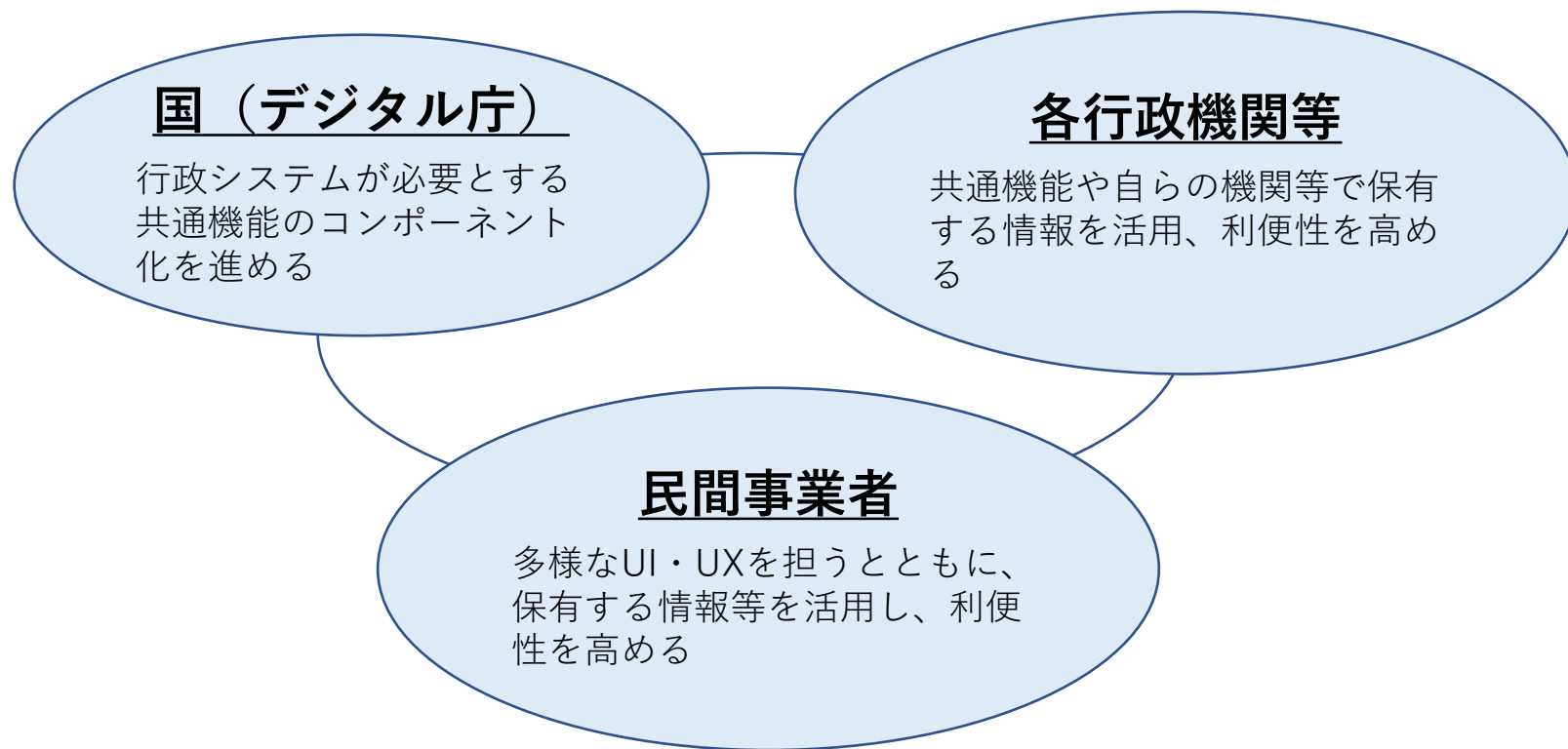
- (例) ・ 医師が発行する出生証明書
- ・ 在学中の学校が発行する在学証明書
 - ・ 納税情報や健康保険、年金情報

②本人を介した官民の情報活用にかかると基本的考え方

③行政機関間のバックオフィス連携にかかると今後の検討方針

(参考) トータルデザイン実現に向けた各主体の役割

- 国は、デジタル庁が中心となり、行政システムが必要とする共通機能のコンポーネント化を進める。
- 各行政機関等は、これを活用し利便性の高いサービスを迅速に提供。さらに、自ら保有する情報等を活用し、サービスの利便性をさらに高める。
 - ※なお、国は各行政機関が保有する情報そのものには関与せず、各機関が保有する情報のオーナーシップやコントロール権限は、あくまでも各機関にある。また、個人情報を一元的に管理する主体はいないという仕組みを維持することも重要。
- 民間事業者等は、行政サービスの多様なUI・UXを担う。さらに、自ら保有する情報等を活用し、サービスの利便性をさらに高める。



本日のご説明事項

1. トータルデザインの検討方針

2. 公共サービスメッシュにかかる今後の検討

①自治体が保有する情報の活用

②本人を介した官民の情報の活用

③行政機関間の情報連携

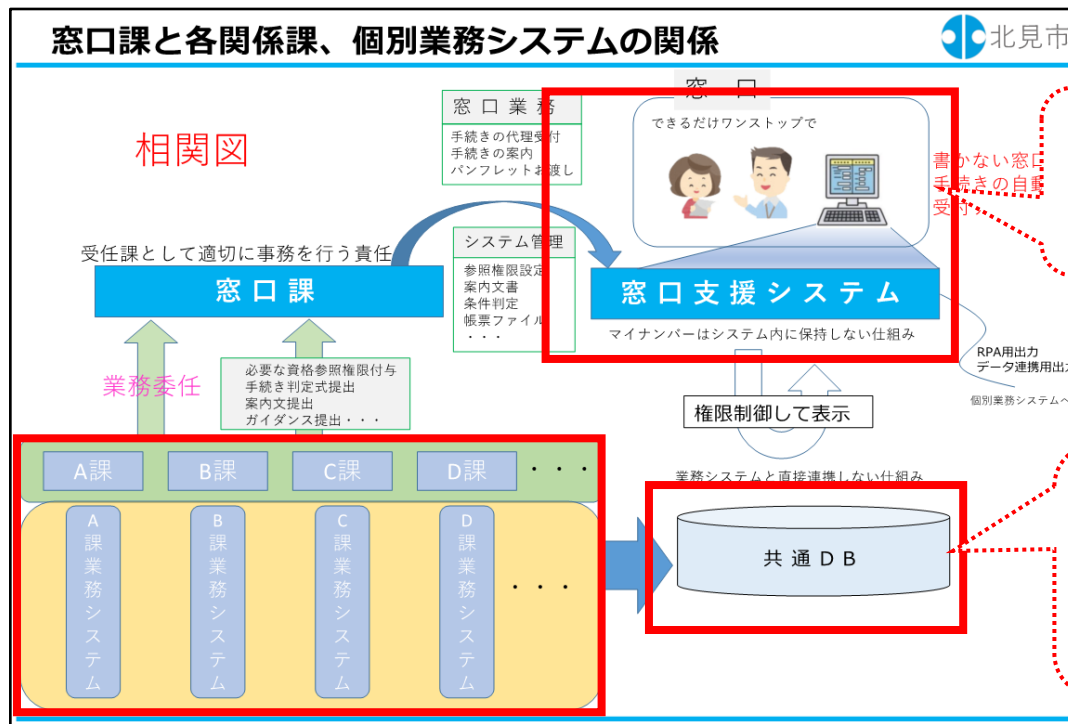
3. 今後のスケジュール

(参考) 自治体内の情報を活用した先進事例：北見市の窓口サービス

①自治体内

※第3回WG資料より

- 北見市では、保有する住民情報等を活用し「漏れない・書かない・回されない」を実現。
- 実現にあたっては、各業務システムが保有する住民情報を、窓口サービスで統合的に活用するための共通DBと庁内ルールを整備。フロント側システムで市民の情報を取得・活用している。



フロントサービス側で、住民情報を取得・活用し、「漏れない」「書かない」等を実現。

部署間で手続きに関する業務委任、業務フローを整理
共通DBから、各課が保有する住民情報を活用可能

※北見市資料「窓口サービス改善の取り組みについて」より抜粋

漏れない

ライフイベント等に応じて、一連の手続きが案内される。

書かない

入力・書類添付が最小限、意思表示だけで申請等ができる。

回されない

必要な各種手続きが、一回で終わる（ワンストップ）。

自治体が保有する情報活用にかかる今後の取組み

- 住民登録先の自治体には、様々な行政手続きで住民が提出を求められる情報が多く保有されている（個人や住基世帯の基礎情報、個人の各種資格情報など）。
- 一方、自治体が保有する情報活用にかかる状況は自治体ごとに様々であり、自治体が各基幹業務システム等で保有する情報をサービス提供時に統合的に活用する仕組みが現状必ずしも整備されていない。また、サービスの内容によっては必要な法令等にかかる検討も必要と考えられる。

- **自治体で保有する住民本人や世帯など、当該住民がプッシュ型サービス等を受ける際に必要とする情報を活用（※）できるようにする。**

※活用例：自分や家族の情報が申請内容にプレ表示され入力が最小限になる、関連手続きの推奨を受けられる等

- ✓ **必要な住民情報を、サービス提供の際、自治体システムから即時に取得できる機能**が必要。
- ✓ このとき、住民がより多様なUI・UXを選択できるように、**マイナポータルや民間サービス等の多様な主体がフロントサービスを担えるよう、API整備など拡張性を持たせる**ことも重要。

必要となる機能



自分や世帯員の情報を活用し、入力が最小限となる、
手続きのレコメンドを受けられる等
例：世帯の情報、自らの資格情報 等

自治体が保有する情報活用にかかる機能の実装に向けて

1. 基幹業務システムの統一・標準化前でも、自治体が、マイナポータルと基幹システムのオンライン接続を行う取組み（申請管理システムの導入等）を通じて、実装可能とする。

- デジタル庁にて、既存の各種機能（マイナポータルのお知らせ機能等）を活用した検討を実施する。
- 希望する自治体にて、申請管理システム等を用いて当該機能を実装する。

2. 基幹業務システムの統一・標準化を完了した自治体等から順次、ガバメントクラウド上にモジュールとして整備された機能を活用可能とする。

- デジタル庁にて、R4年度、ガバメントクラウド上で各機能が疎結合な形でAPI連携する仕組みのプロトタイプ構築等の技術的検証に着手する。
- デジタル庁にて、R5年度以降、技術的検証の結果も踏まえ、自治体が当該機能を、先行実証できるようにする。
- 希望する自治体にて、当該機能を先行的に実証・活用を開始する。

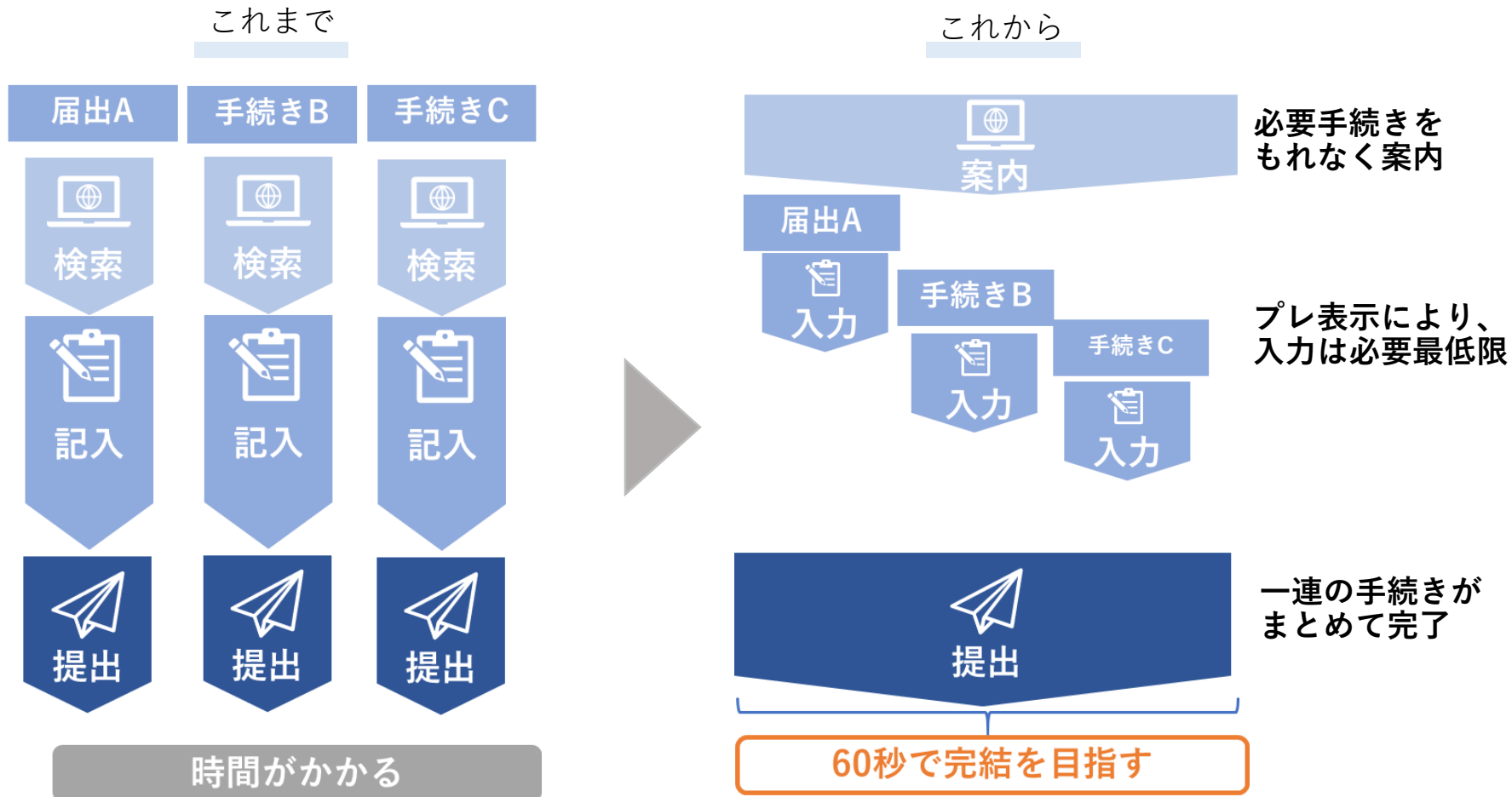
（参考）第3回WGにおけるご議論

- 自治体システムの標準化・統一化だけでも大仕事であるので、標準化・統一化は引き続き進める中で、トータルデザインの実装は準備が出来た自治体から先行実施できるようにしてはどうか。
- 自治体システムの統一・標準化の完了を待つことなく、自治体が保有する情報を活用し、クイックに利便性の高いサービスを実現できるような検討を並行して進めるべき。

(参考) 手続き体験の変化のイメージ ※第3回WG資料より

(例) 自治体内の情報活用等によってできること

- ① **案内**： 申請者情報等に基づき、ライフイベントに応じた届出や関係する手続き等が案内される。
- ② **入力**： 各手続で、自治体内の情報がプレ表示（生年月日、住所等）、入力は必要最低限に。
- ③ **提出**： 届出等に伴って発生する一連の手続きが、まとめてオンラインで完了。



本日のご説明事項

1. トータルデザインの検討方針

2. 公共サービスメッシュにかかる今後の検討

①自治体が保有する情報の活用

②本人を介した官民の情報の活用

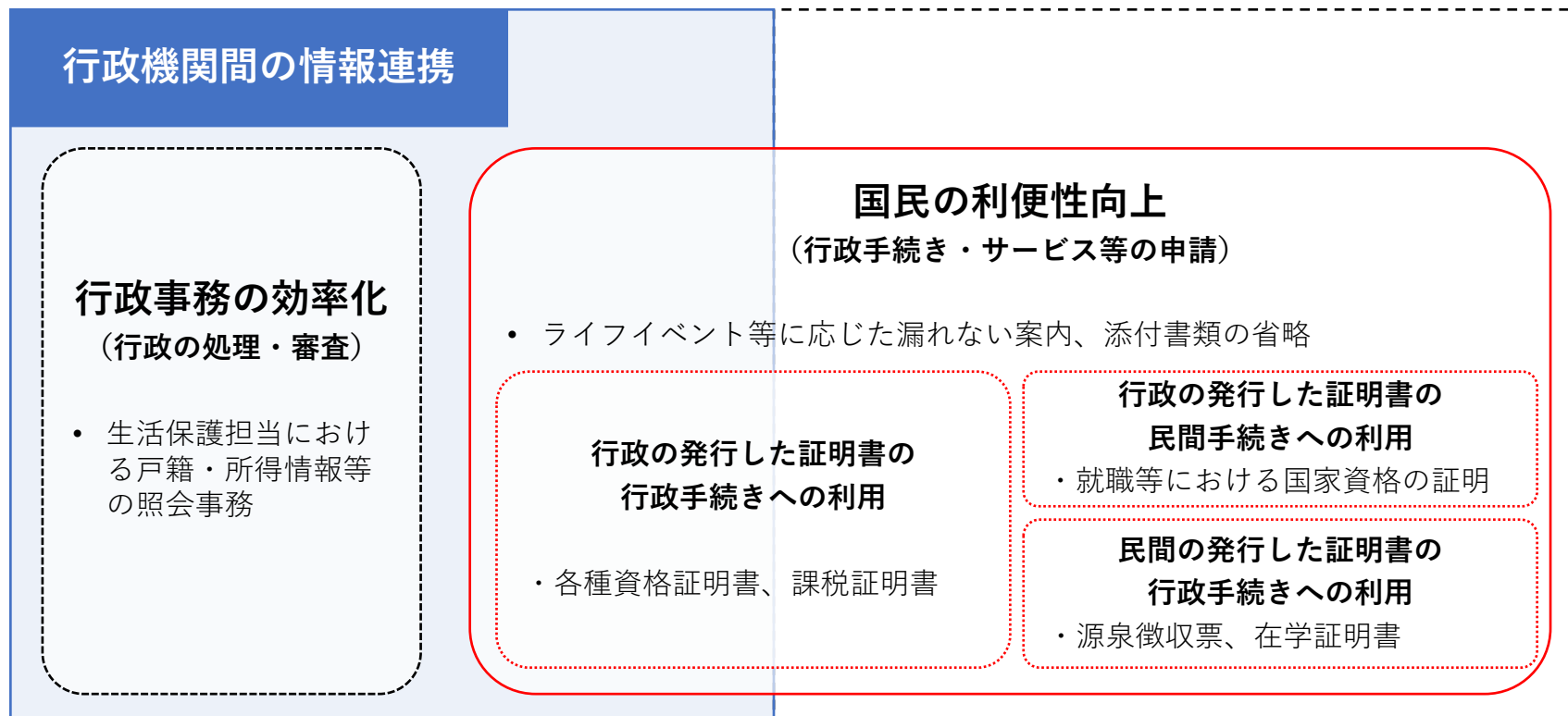
③行政機関間の情報連携

3. 今後のスケジュール

これまでの情報活用：現在マイナンバーを利用していない範囲

- 現在マイナンバー制度の利用範囲となっていない行政の事務でも、様々な行政手続において、多様な添付書類を求めており、デジタルですべてを完結するため（デジタル完結・自動化原則）には、従来と比較にならないほど、多数の行政機関とデジタルでの情報連携をする必要。
- さらに、民間とも連携しつつ対応すべきシーンも存在する。

情報活用のための枠組み（これまで）



※一部では、民間から行政機関に対し、マイナポータル経由で確定申告で使える証明書等を連携する取組みも進められている。

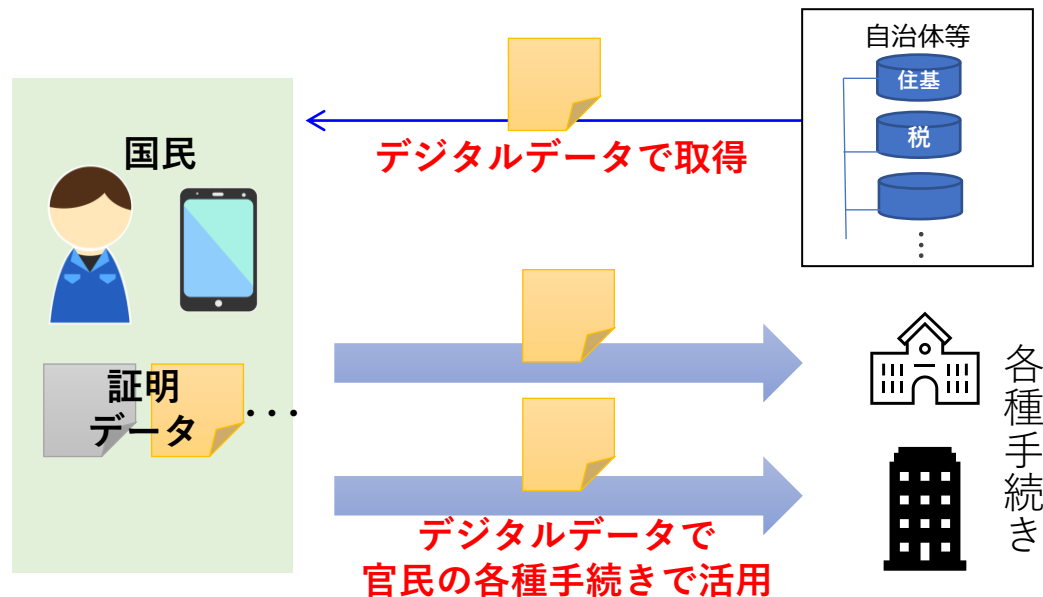
本人を介した官民の情報活用で実現すること（イメージ）

- 自治体内の情報活用にかかる考え方も踏まえれば、自治体のほか各機関の保持する住民の情報も、他の行政機関や民間に対する手続きで、住民自らが活用する仕組みが考えられる。

現在、国民が各種手続きを実施する際には、手続きに必要な証明書類等を、行政や民間問わず、紙で取得し、本人がまた提出して利用する状況。

「本人を介した官民の情報の流れ」として、すべてをオンライン・デジタルデータで実現可能に再設計。

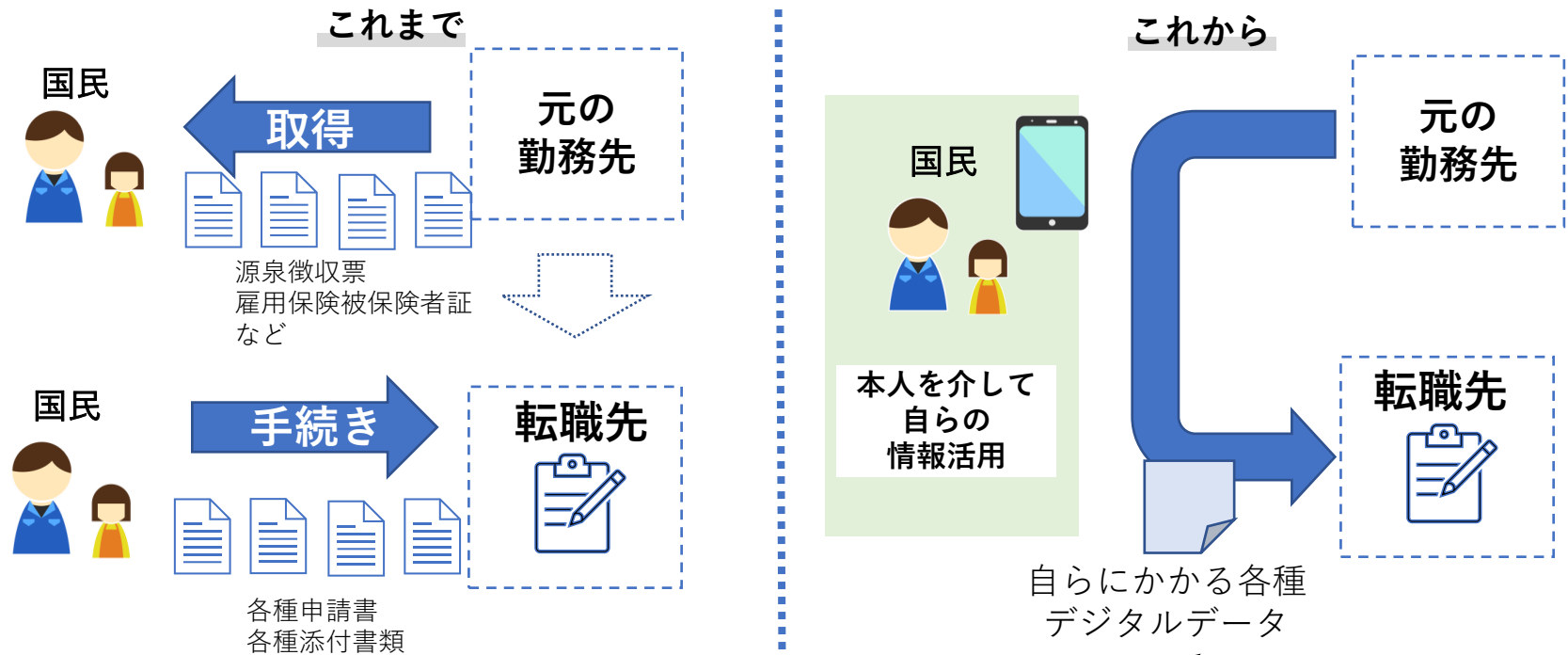
- ✓ 手続きごとの証明書の申請や取得、書面提出する等の国民の手間を抜本的に解消し、スマホだけで、簡単かつ迅速に手続きを完了可能に。
- ✓ これを「すべてに通底する新たな考え方」として位置付けることにより、個々の既存の制度見直しを逐次行うことを待たず、また、今後起こるあらゆる新たな制度・仕組みにおいても実現する。



本人を介した官民の情報活用のイメージ（例：転職時の手続き）

【ケーススタディ：転職時の手続き】

- 転職先で雇用保険、扶養控除、健康保険など多数の手続きが求められ、同じような情報を何度も記入し、元の勤務先から証明書類を取得、紙で提出するといった煩雑さ。
- 新たな考え方が徹底されれば、元の勤務先が発行した自らに関する情報を、本人がデジタルデータで転職先に提出するのみで、手続きがデジタルで完了。

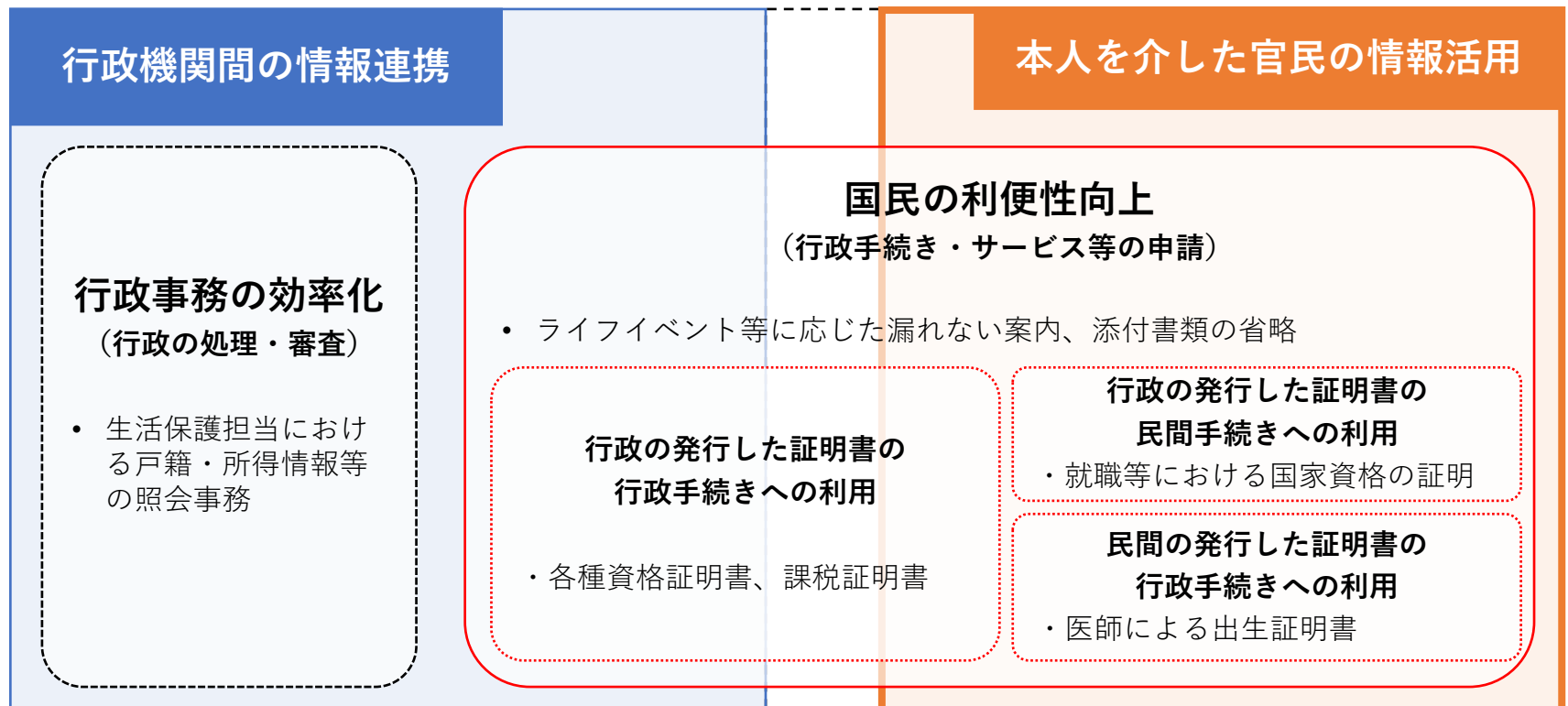


元の勤務先が発行した自らにかかる情報を活用し、手続きがデジタルかつ簡素に完了

これからの情報活用の考え方：本人を介した官民の情報活用

- 社会環境の変化等も踏まえれば、情報活用にかかる個人の多様なニーズに応えながら、様々な主体と情報活用することが重要。
- **従来の「行政機関間の情報連携」を引き続き推進しつつも、「本人を介し、自らの情報を（デジタルで）活用できること」を明確に位置付けることで、より国民の利便性の向上に資する情報活用・これによるサービスの利便性向上が実現できるのではないか。**
- 行政機関間連携の推進に加えて、本人側での情報活用も可能とすることになれば、**個々の制度の見直しに先行して利用できるようになり、利用者である国民目線の手続きの簡素化が可能に。**

情報活用のための枠組み（これから）



留意すべき主要な論点

- 前回WGでのご議論を踏まえ、本人を介した官民の情報活用の実現に向けたアーキテクチャの設計にあたっては、個人情報保護の観点も含め、以下のような論点に留意することが必要。

主な論点（例）

1. 本人を介した官民の情報活用やその情報管理における官民の役割分担

- ✓ 各機関が保有する本人にかかる情報を、本人に提供する仕組みと提供された情報を管理する仕組みの提供主体の整理

2. 使用する識別子

- ✓ 各機関が保有する自らの情報を本人に提供するため、本人にかかる情報を何らかの識別子によって紐づけ

3. 本人を介した官民の情報活用を担保する仕組み

- ✓ トレーサビリティ（透明性）の確保
- ✓ 本人を介した官民の情報活用の仕組みにおいて、当該情報が第三者に不当に監視／勝手に利用されないこと等の担保
- ✓ 本人の意思を適切に踏まえた情報活用であることの担保
（例：本人による確認の取り方、利用目的の示し方、自らの意思で連携を開始／中止できること）
- ✓ 本人を介して情報活用・連携を可能とする範囲
（例：本人の意思で連携を可能とする／本人の意思があっても連携を不可とする場合等）

4. その他

- ✓ 本人を介して活用される情報の真正性を担保するための手法 等

(参考) 第三回WGでのご指摘

何を識別子とするか

- (識別子として) マイナンバーをカジュアルに使うことについては疑問。

官民の役割分担

- 行政主導ではなく、民間が主体となってサービス提供を実施すべきではないか。
- 本人の意思で情報を連携する仕組みにおいて、情報を扱うことができる事業者の規律が重要。

透明性の確保の考え方

- マイナポータルにおいて自己情報が参照できることは透明性確保の観点で重要。 情報連携のシステムにおいても、その結果が反映できる仕組みもセットで考えるべき。

本人によるコントロールビリティの確保

- 提供されたマイナンバーが、民間の連携先を含め、本人の望まない形で他の目的に利用されないことを担保するアーキテクチャを整えることが必要。
- 自らの意思で情報活用が推進された結果として、自らの多様なデータが、知らないうちに行政等に監視・不利益に利用されないようにすることが重要。
- 本人の意思で連携を可能なもの、あるいは連携を禁止するものは何かを考える必要がある。
- 本人の同意があっても出来ないデータ連携を特定することが必要。
- 利用目的の示し方、同意の範囲が明瞭であることが必要。
- 民間のID連携と同じように自らの意思で連携する、連携をやめるという機能を実装すべき。

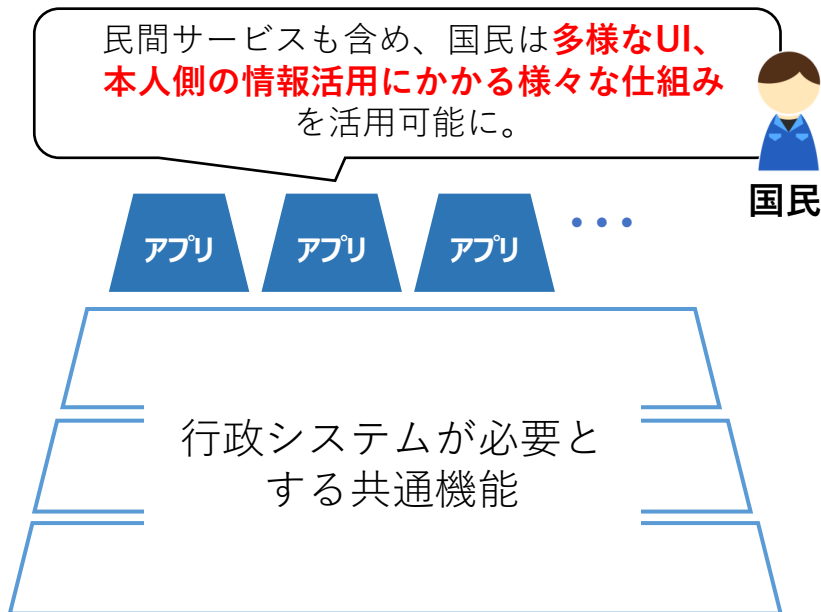
主要な論点例 1：民間との連携（民間サービス／保有情報の活用）

1. 民間サービス・民間UIを活用できる設計とすることで、本人側における情報活用について、民間サービスを含む様々な仕組みを、個人が組み合わせて柔軟に利用することが必要。
2. 民間（勤務先など）が保有する本人の情報を連携して活用することも必要。

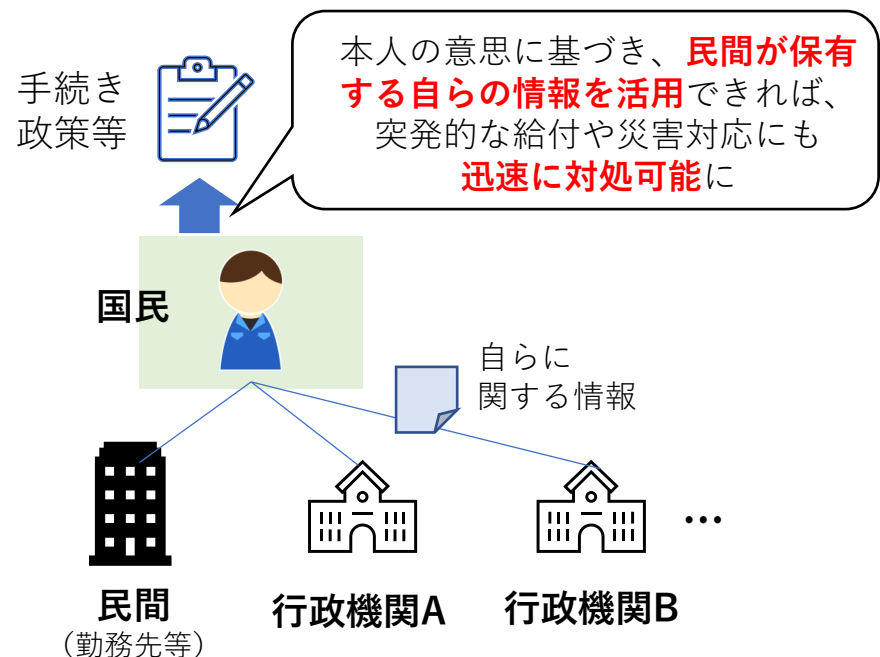
例：転職時、自らの源泉徴収票（デジタルデータ）を転職前の事業者から提供を受け、新たな転職先に提出

- 現在民間が保有する情報まで活用の幅を広げることで、個々人の多様な情報をデジタルデータで迅速に提供することが可能となるため、今後発生しうる様々な給付や災害対応など、突発的な事態における強靱な対応、「デジタルセーフティネット」としての機能強化となるのではないかと。

民間サービスとの連携



民間保有の情報活用



主要な論点例 2：本人を介した官民の情報活用で用いる識別子

- 本人を介した情報連携にあたっては、それぞれの機関ごとに現状管理している同一人の情報を、本人自らに提供する仕組みが必要。
- 本人が自分自身の情報を活用する際に、本人を一意に特定する識別子を用い、自らに関する特定の情報を取得することとなる。

国際標準における要件の例

参考：ISO/IEC DIS 23220-1 “Building blocks for identity management via mobile devices”（2021年9月）におけるプライバシー・セキュリティ原則等をもとに整理

要件：データのやりとりを必要最小限とすること

- 識別子の利用が必要な範囲に限られること（Unlinkability）

- 情報の授受のために必要な関連性を示す目的に限り識別子を利用可能とし、その他の情報や、情報のやりとりにかかる関連性を紐づけ不可能とすること。

- ドメイン固有の識別子（Pseudonym）

- ある機関から異なる機関への個人情報的大量漏洩を防止するため、あらゆる情報のやりとりにおいて、完全に同じ固有の識別子を使用することを避けること（ドメイン固有の識別子を用いること）。

要件：正確性と質を確保すること

- ユーザーによる管理（User binding）

- 属性に関する情報などが、その情報が適正に提供されたユーザーにおいてのみ属すること。

このほか、「同意と選択ができること」、「情報セキュリティ（安全にデータ保管されること）」等の要件

本日のご説明事項

1. トータルデザインの検討方針

2. 公共サービスメッシュにかかると今後の検討

①自治体が保有する情報の活用

②本人を介した官民の情報の活用

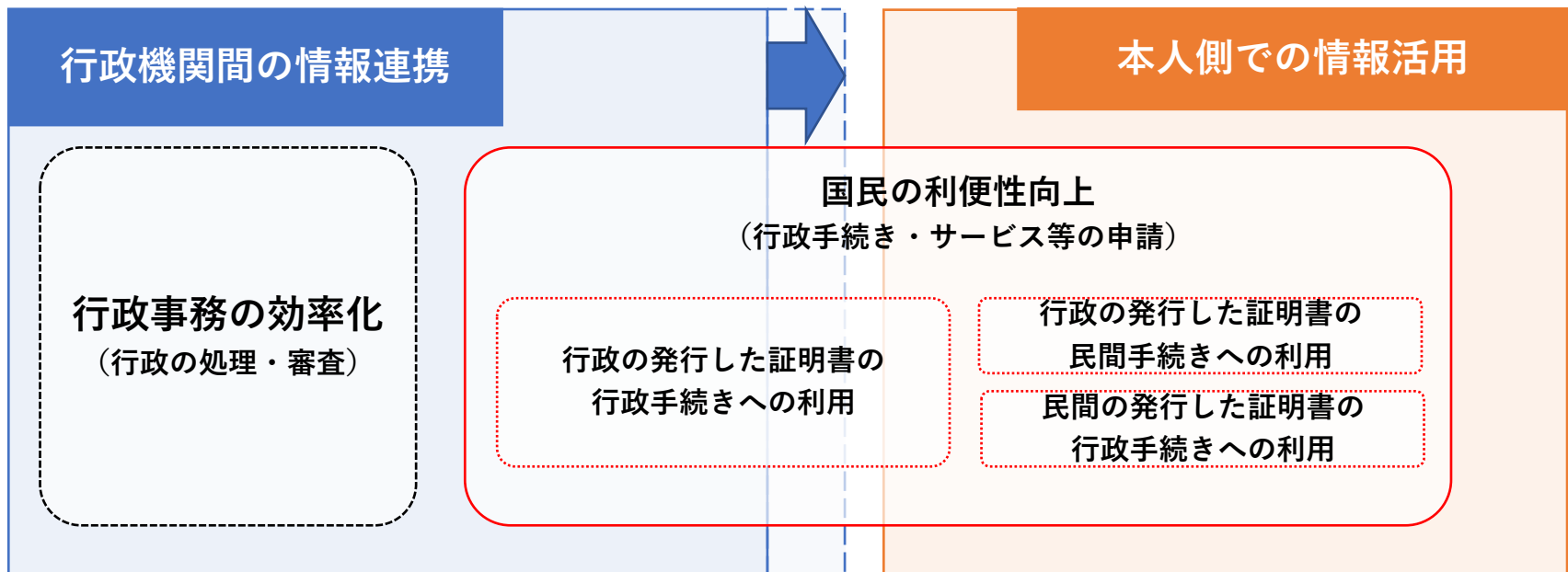
③行政機関間の情報連携

3. 今後のスケジュール

行政機関間のバックヤードの情報連携のさらなる推進

- 行政機関間の連携においては、行政機関がその事務の実施に必要な範囲で、国民一人一人の正確かつ最新の情報を参照できることが重要。
- これまで、マイナンバー制度等に基づき、情報提供ネットワークシステムや中間サーバ等のインフラを通じて行政機関間の情報連携が推進され、行政手続に必要な添付書類が削減される等が実現されてきた。
- 今後、機関間の情報連携をさらに推進すべく、現行インフラ更改時の基本設計や取扱いも含めた検討を進める。

情報活用のための枠組み（これから）



行政機関間の情報連携で目指すべきこと

- スマホ60秒で手続き完結や民間並みコスト等の実現に向けて、**自治体の基幹業務システムの統一・標準化**（データの標準化やガバメントクラウドの活用等）を踏まえつつ、新たな手法の検討を進める。
- 検討にあたっては、**自治体内の情報活用と一貫した設計**となるよう、自治体内情報活用のプロトタイプ構築等における技術的検証の成果を活用する。

実現すべき要素

データ照会・提供だけでなく、**プッシュ型通知、更新**できる

庁内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる

後方互換性を維持したままデータ項目などの仕様を**柔軟に拡張**できる

世帯や代理といった**関係属性**を扱える

中間サーバー等を介在させずに**リアルタイムでシステム間のAPI連携**ができる

柔軟かつ簡素な構成とする（システムの疎結合化）

データベースの分散管理とアクセスコントロールを前提に、新たな手法に転換する

※『マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）』（2020年12月）を参照

情報連携の基盤にかかると一貫した設計

①自治体が保有する
情報活用

②本人を介した官民の
情報活用

③行政機関間
バックオフィス連携

- ①～③においては、自治体の基幹業務システムの統一・標準化におけるデータ要件・連携要件との整合性を確保した設計とする。
- ①～③において、**情報連携に必要な機能群（※）**は、共通化・重複排除を実現する。

※①自治体内の情報活用の検討における、自治体システムから必要な情報を即時に取得できる機能など

国民・職員のユーザー体験のさらなる変化の例（イメージ）

- このとき 個人にかかる情報が更新された際には、事務の実施において最新の当該情報を必要とする機関に対し、更新情報を通知・提供し、効率的に情報を同期できるようにすることで、国民・職員の双方にとって利便性が高まる。

国民・職員目線での利便性向上（イメージ）

これまで

情報の更新にかかる通知・提供が可能になると

国民



自分の情報に変更が生じた際、様々な行政機関等に対し、同じような変更手続きを何度も求められる。

必要な範囲において、手続きをすることなく、行政機関間の情報連携によって情報の更新が完了。

自治体職員



毎年、保有している国民の情報に変更があったか否かを確認するため、最新情報を持つ他の機関に対し、全数を問合せ・確認。

国民の情報に変更が生じた際、即座に把握・保有している情報をアップデート可能。事務の実施の際も、最新の国民の情報を即時に参照可能。



さらに制度面からマイナンバー利用の徹底・拡大を進め、徹底して利便性を実感できるように

行政機関間の情報連携にかかる制度面からの検討の分類

- 制度面では、これまでも、マイナンバー制度に定められた主体や利用事務の範囲で、情報連携が推進されてきたが、**今後、以下の分類で、利用徹底や拡大に向けた検討の具体化**を進めてはどうか。

※なお、いずれの観点についても、本人を介した情報活用により個人の意思に応じて迅速・柔軟な情報活用が進む側面もあるが、行政機関間の情報連携についても、今後もさらに推進。

制度面からの検討の分類

①現行制度における利用の徹底

②制度を拡大しうる事務

1) 個人に関する属性情報の登録等を必要とする事務

- 例：自動車登録や不動産登記など、各種の行政機関への登録等手続

2) 手続主体から手続の効率化など効果が考えられる事務

- 例：在留する外国人に関する行政手続、在外邦人の行う行政手続

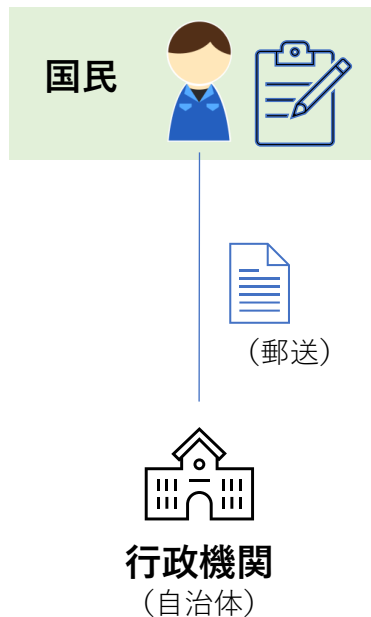
3) 手続の性格からデジタル化の効果が考えられる事務

- 例：国家資格等における手続

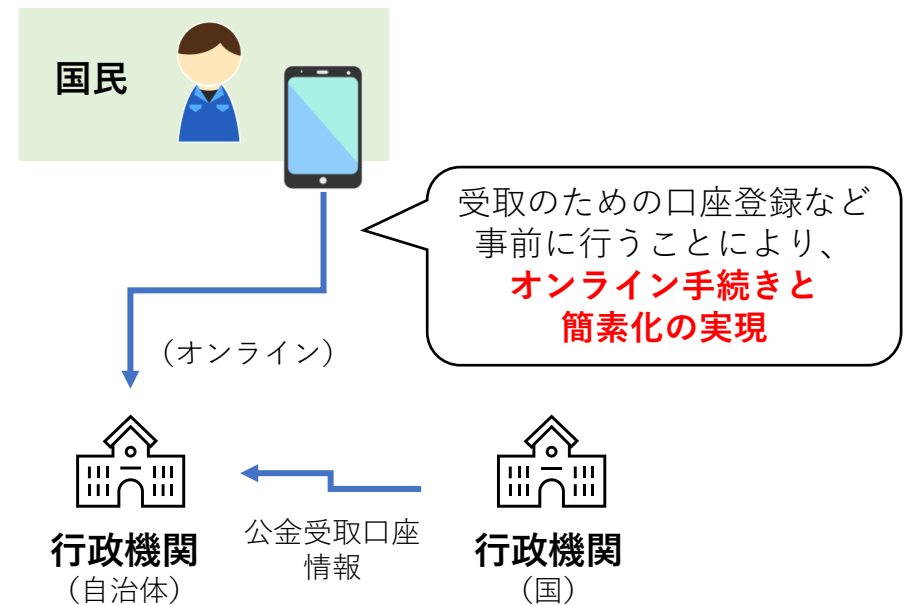
バックヤードでの情報連携を徹底すべき行政事務

- マイナンバーを利用することとされている年金に関する手続きのうち、たとえばiDeCoの手続においては、いまだに紙を介在した手続が多く存在している状況（例：加入時の手続や、転職時における登録事業所の変更手続）であり、マイナンバーの利用とデジタル化を徹底する必要。
- 同様に、災害の際の弔慰金に関する手続において、マイナンバーの利用を徹底し、災害時における国民に対する迅速な支援につなげる必要。

これまで（弔慰金の申請）



これから（弔慰金の申請）

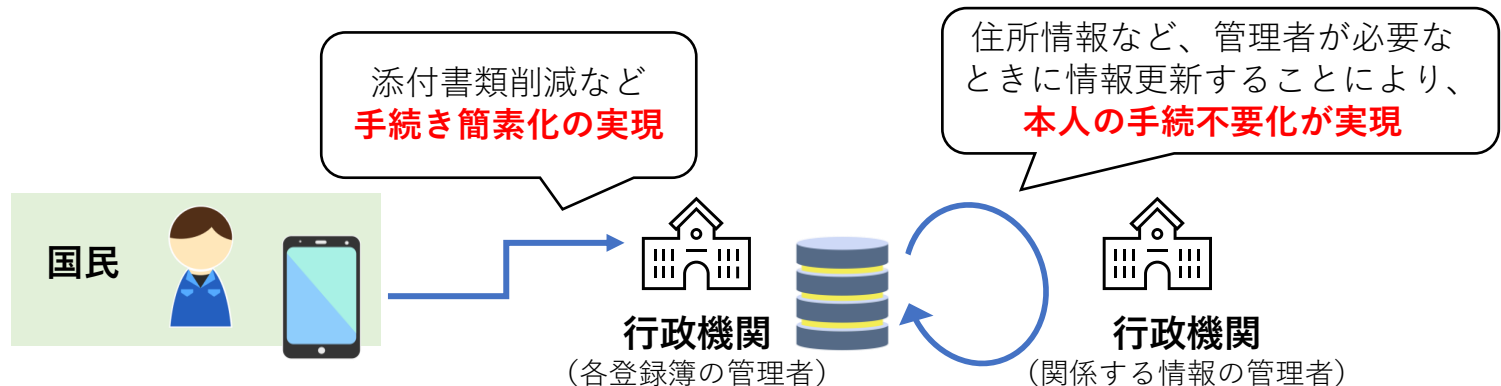


バックヤードでの情報連携を拡大しうる行政事務①

- システム上、個人に関する情報の更新について各機関等が即座に把握できるよう環境整備をした場合も、**各事務において個人に関する情報は古いままに、対象の事務の情報とあわせて登録している**場合は発生しうる。また、それぞれの事務ごとに事務のためのID等が設定され、国民は引越や死亡等のライフイベントのたびに、個別の登録・更新など手続きが求められている。
 - 本人が個別に登録など手続きを要する事務としては、たとえば

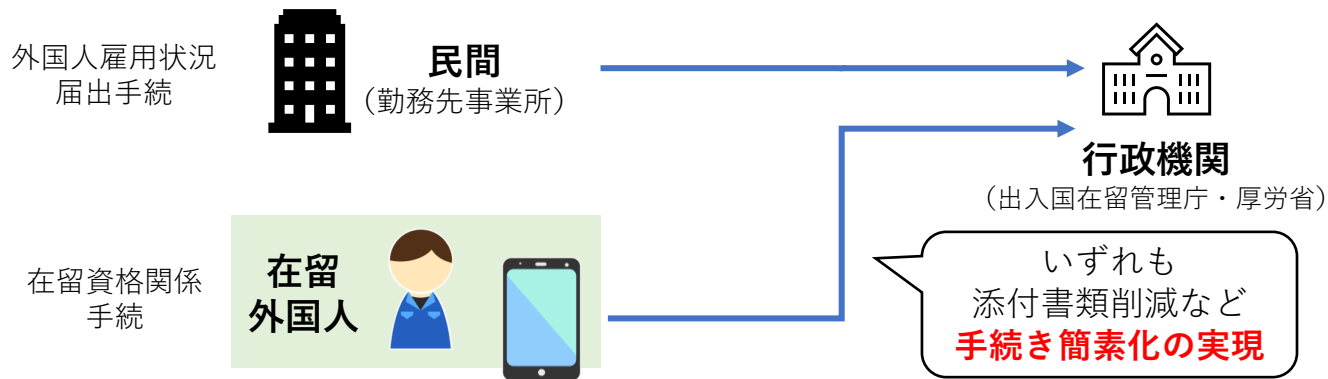
1：自動車登録	2：不動産登記
3：商業・法人登記	4：特許権等の登録を要する知的財産権 など
- があるが、それぞれの行政機関において、自動車などの登録対象を、それを所有等する個人に関する情報とあわせて登録をしているもの。
- 本人が所有等することを明確にすることも踏まえ、仮に**マイナンバーをあわせて登録管理することになれば、手続きの簡素化に加えて、個々の情報の変更手続などを不要にできないか。**

これから（登録の申請時や登録内容の更新時）



バックヤードでの情報連携を拡大しうる行政事務②

- 日本国内に中長期**在留する外国人に関する様々な行政手続**について、住民票を有する外国人はマイナンバーがすでに付番されていることを踏まえれば、マイナンバーの活用によって更なる手続きの簡素化・効率化などが期待できないか。また、外国人本人のみならず、雇用する事業主などにとっても、利便性を向上させることができないか。



- 海外に在住する日本人 (在外邦人) が在留支援等を受けるため必要な様々な行政手続**について、マイナンバーカードの海外利用が開始されるなか、今後、①在留届などの手続そのものにおける書類削減の簡素化、②本人の在留する事実のデジタルでの証明など、在留の申請や更新など本人にとって利便性を向上させることができないか。

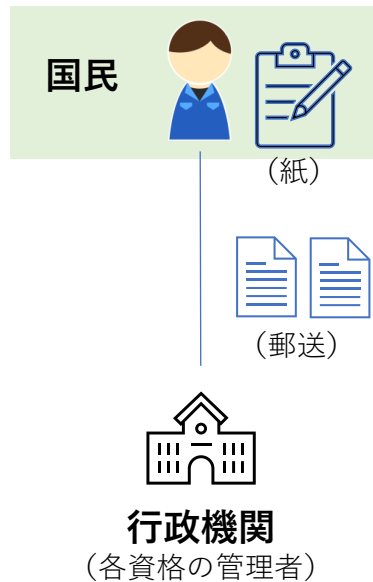


バックヤードでの情報連携を拡大しうる行政事務③

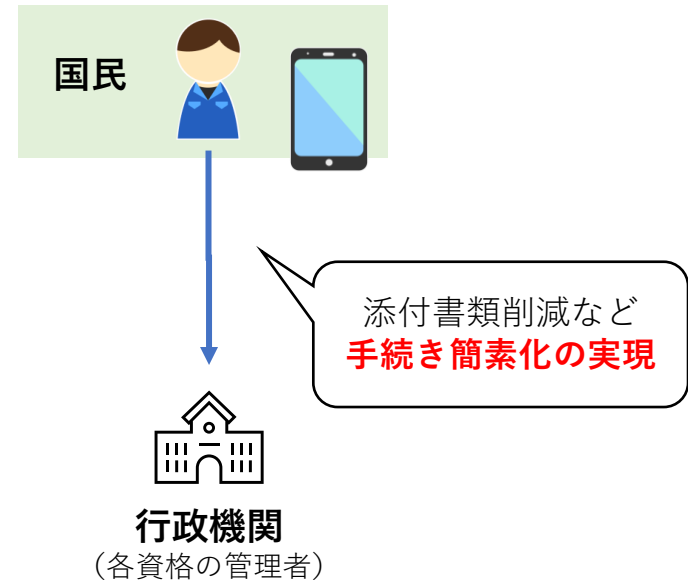
- 国家資格等のデジタル化**として、保有者数の多い資格や多くの行政手続に代理などで関与する資格等（教員、行政書士など）もマイナンバーの利用が可能となれば、既にマイナンバーの利用範囲となっている32の国家資格等と同様に、①手続時の添付書類の削減、②デジタルを活用した本人による資格保有の証明、などが期待できないか。

それぞれの資格等の制度を所管する各府省庁及び資格管理者（団体）において、マイナンバーの利用の検討を進めてもらう必要があるのではないか。

これまで（資格の申請・更新）



これから（資格の申請・更新）



トータルデザインを通じた「デジタル・セーフティーネット」の一層の強化

①自治体が保有する情報活用

- 住民登録先の自治体が保有する住民情報を活用し、**住民に対する様々なお知らせのスピーディーな提供**や、**手続のレコメンドなどお困りの方へのプッシュ型サービスの基礎**を実現

②本人を介した官民の情報活用

- ①に加えて、民間が保有する情報も含めて、住民が**自らに関する多様な情報をデジタルで取得**することが可能となり、**よりきめ細かな支援も含め必要な手続が迅速に完了**することが実現
※デジタル推進委員によるデジタルサービスの利活用支援など、アクセシビリティの確保をあわせて徹底

③行政機関間のバックオフィス連携

- ①・②のほか、様々な給付など、住民による申請などを待つことなく、**行政機関側での対応**を中心とし、**加えて代理による申請も簡単に実現**していくことにより、**本人の手間を要せず、誰もがプッシュ型サービスの恩恵**を享受

これらが**包括的に実現**することにより、利便性の高いデジタルサービス実現と同時に、**正確な情報にもとづき、支援を必要とする方に手が差し伸べられ、また適切な支援等が迅速に受けられる環境整備**となり、デジタル社会における「**デジタル・セーフティーネット**」としての機能も一層強化。

本日のご説明事項

1. トータルデザインの検討方針

2. 公共サービスメッシュにかかる今後の検討

①自治体が保有する情報の活用

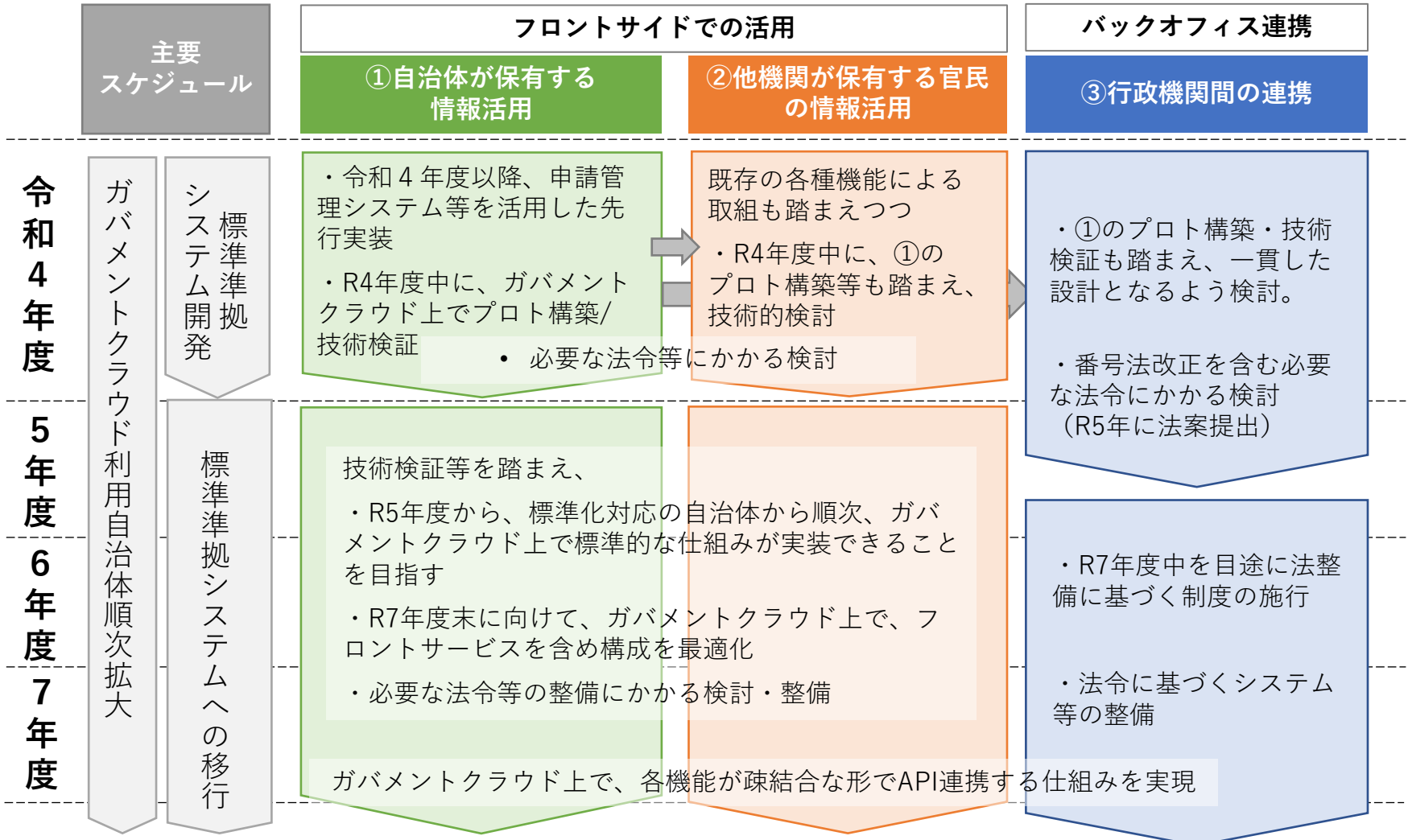
②本人を介した官民の情報の活用

③行政機関間の情報連携

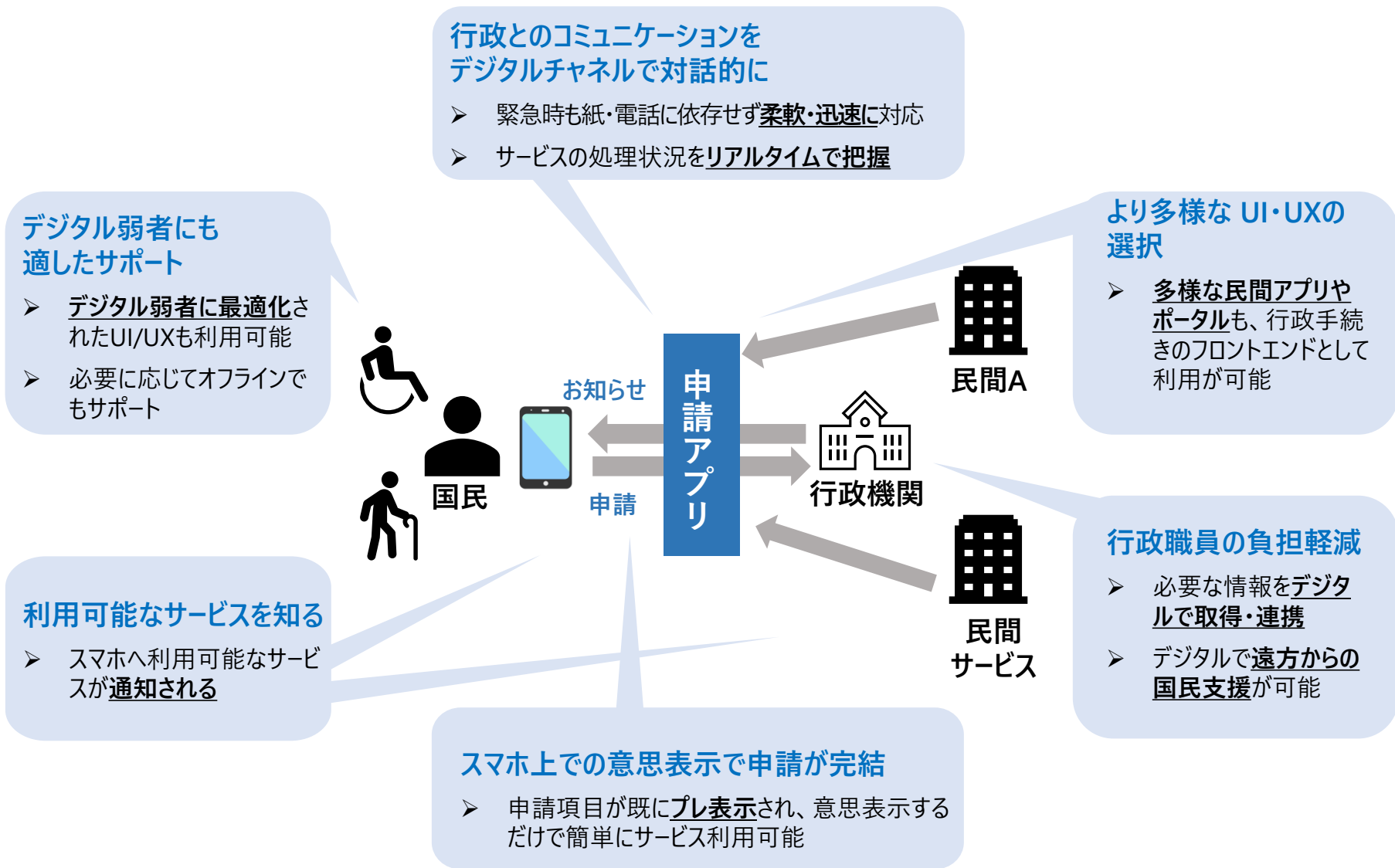
3. 今後のスケジュール

公共サービスメッシュの整備にかかる今後のスケジュール（案）

・ 令和7年（2025年）を当面の実装ターゲットとし、利用者目線を徹底した行政サービスの実現に向け、制度的・技術的検討を進める。



【参考】 これからの行政サービス（イメージ）



(参考資料)

諸外国における共通番号制度の取組等について (委託調査報告書より抜粋)

以下の国・地域における共通番号制度等の概況について委託調査を実施した。

	オーストラリア	ドイツ	フランス	イギリス	インド	オーストリア	シンガポール	エストニア	スウェーデン	デンマーク	アメリカ	韓国	台湾	EU	
基本分類 ^注	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	C	C	C	-	
共通番号制度のモデル	セパレートモデル	セパレートモデル	セパレートモデル	フラットモデル	フラットモデル	セクトラルモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	-	
識別	番号等	納税者番号等	税務識別番号等	社会保障番号等	国民保険番号	Aadhaar番号	CRR番号 (ssPIN)	国民登録番号	国民番号	個人識別番号	CPR番号	社会保障番号	住民登録番号	国民身分証統一番号	-
	利用範囲	行政個別分野(税)	行政個別分野(税)	行政個別分野(社会保障)	行政分野(税、社会保障、教育等)	行政分野(税、社会保障、教育等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険、学校教育等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険、通信等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険、学校教育等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険、学校教育等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険、学校教育等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、学校教育)	-
	導入背景	1988年税制改正法を根拠法として、1989年に導入。	2003年に、税務分野に用いられる納税者のIDとして導入。	1941年に、人口動態に係る統計調査及び徴兵の調査のために、導入。	1948年に、社会保障の管理を目的として導入。	2010年に、社会保障給付金・補助金の適切かつ効率的な給付を目的として、導入。	2002年に、従来の住民登録番号に代わり導入され、内務省で一元管理されるようになった。	1948年に、不法移民等を排除する目的で導入。	2000年に、国内機能の整備を進める目的で導入。	1947年に、住民登録を従来の家族単位から個人単位で管理することに伴い導入。	1968年に、「市民登録法」をもとに導入。	1936年に、年金等の社会保障の給付への利用を目的として導入。	1962年に、「住民登録法」をもとに導入。	1969年に、身分証の発行をコンピュータ作業に切り替えるのと併せて、導入。	-
認証	ID等	myGovID	eIDカード	France Connect (France Connect+に移行中)	GOV.UK.Verify	Aadhaar認証	市民カード、Handy-Signatur	SingPass	国民番号カード、Mobile-ID、Smart-ID	BankID	NemID (MitIDに移行中)	my Social Security account、ID.me	I-PIN	自然人証明書	eID
	ツール [※]	モバイルアプリ	ICカード	-	-	-	ICカード、モバイルアプリ	モバイルアプリ	ICカード、SIMカード、モバイルアプリ	ICカード、モバイルアプリ、USB	モバイルアプリ	-	-	ICカード	ICカード等
	利用範囲	行政分野(税、社会保障、教育等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険等)	行政分野(税、社会保障)、民間分野(銀行、電気・ガス)	行政分野(税、社会保障)	行政分野(税、社会保障等)、民間分野(銀行、通信等)	行政分野(税、社会保障、建築・建設等)、民間分野(銀行、通信等)	行政分野(税、社会保障、教育等)、民間分野(銀行、保険、学校教育等)	行政分野(税、社会保障、安全・司法等)、民間分野(銀行、保険、学校教育等)	行政分野(税、社会保障、安全・司法等)、民間分野(銀行、卸売、小売等)	行政分野(税、社会保障)、民間分野(銀行、卸売、小売等)	行政分野(税、社会保障、安全・司法等)、民間分野(銀行、卸売、小売等)	行政分野(税、社会保障、安全・司法等)、民間分野(銀行、卸売、小売等)	複数の行政、民間分野	行政分野(税、社会保障)、民間分野(銀行)
Webサイトサービス	myGov	※集約したサイトはなし。	mon.Servic-e-Public.fr	GOV.UK	National Portal of India	oesterreich.gov.at	MyInfo	Eesti.ee	※集約したサイトはなし。	Borger.dk	USA.gov	政府24	我的E政府	-	

注) 以下のパターンで分類している。
 A：行政分野ごとに異なる識別番号を用いて手続を行っている B：複数の行政分野で共通の識別番号を用いて手続を行っている C：行政分野のほか、民間分野でも共通の識別番号を用いて手続を行っている